

高知県特定地域づくり事業協同組合設立支援事業費補助金交付要綱

改正後	現 行
(略) 附 則 1 この要綱は、令和5年10月13日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第8条第4項、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和6年4月19日から施行する。 附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 (略)	(略) 附 則 1 この要綱は、令和5年10月13日から施行する。 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第8条第4項、第10条並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和6年4月19日から施行する。 (略)

高知県特定地域づくり事業協同組合設立支援事業費補助金交付要綱

改正後					現 行				
別表第 1 （第 3 条関係）					別表第 1 （第 3 条関係）				
補助事業 者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助事業 者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
市町村	特定地域づくり 事 業 協 同 組 合 （中小企業等協 同組合法第 27 条の 2 に定める 設立の認可を受 けようとするも のを含む）	・特定地域づくり事業協同組合の創立総 会開催日から法第 3 条第 3 項に定める 事業認定日の前日までの間に要する組 合の事業準備に係る次の経費（注 1） 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償 費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、通信運搬費、広告料、雑 役務費、委託料、使用料及び賃借料、工 事請負費、備品購入費、公課費	1／3 以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補 助事業等による特定財源（地方債 を除く。）が充当されている場合 は、当該特定財源を除いた額の 1 ／3 以内とする。	1 組合あたり 1 0 0 万円	市町村	特定地域づくり 事 業 協 同 組 合 （中小企業等協 同組合法第 27 条の 2 に定める 設立の認可を受 けようとするも のを含む）	・特定地域づくり事業協同組合の創立総 会開催日から法第 3 条第 3 項に定める 事業認定日の前日までの間に要する組 合の事業準備に係る次の経費（注 1） 報酬、給料、職員手当等、共済費、報償 費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、通信運搬費、広告料、雑 役務費、委託料、使用料及び賃借料、工 事請負費、備品購入費、公課費	1／3 ※ただし、市町村事業費に国庫補 助事業等による特定財源（地方債 を除く。）が充当されている場合 は、当該特定財源を除いた額とす る。	1 0 0 万円
	市町村	・特定地域づくり事業協同組合が使用す る事務所設置に要する経費 消耗品費、工事請負費、備品購入費				市町村	・特定地域づくり事業協同組合が使用す る事務所設置に要する経費 消耗品費、工事請負費、備品購入費		
(注 1) 食糧費は、補助対象外とする。 (略)					(注 1) 食糧費は、補助対象外とする。 (略)				

高知県特定地域づくり事業協同組合設立支援事業費補助金交付要綱

改正後									現 行							
別記 第 1 号様式（第 4 条関係） （略） 7 財源内訳表 （ 単位 : 円 ）									別記 第 1 号様式（第 4 条関係） （略） 7 財源内訳表 （ 単位 : 円 ）							
事業実施主体	総事業費	補助対象経費	財源内訳				その他の経費	備考	事業実施主体	総事業費 (A)	補助対象経費 (B)	基準額 (C)	選定額 (D)	補助率 (E)	補助金所要額 (F) ((D) × (E))	備考
			県補助金	一般財源	地方債	その他										
市町村									市町村			/	/	/	/	
特定地域づくり事業協同組合									特定地域づくり事業協同組合							
計									計			3, 000, 000		1 / 3		
(略)									(注 1) 「選定額」(D) 欄は、(B) 欄又は (C) 欄のいずれか低い方の額を記入してください。 (注 2) 「補助金所要額」(F) 欄は、(D) 欄の選定額に (E) 欄の補助率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。）を記入してください。 (略)							

高知県特定地域づくり事業協同組合設立支援事業費補助金交付要綱

改正後									現 行							
第2号様式（第7条関係）									第2号様式（第7条関係）							
(略)									(略)							
5 財源内訳表									5 財源内訳表							
(単位：円)									(単位：円)							
事業実施主体	総事業費	補助対象経費	財源内訳				その他の経費	備考	事業実施主体	総事業費 (A)	補助対象経費 (B)	基準額 (C)	選定額 (D)	補助率 (E)	補助金所要額 (F) ((D) × (E))	備考
			県補助金	一般財源	地方債	その他										
市町村									市町村			/	/	/	/	
特定地域づくり事業協同組合									特定地域づくり事業協同組合							
計									計			3, 000, 000		1 / 3		
(注1) 変更前を上段に括弧書きで記入してください。									(注1) 「選定額」(D) 欄は、(B) 欄又は(C) 欄のいずれか低い方の額を記入してください。							
(略)									(注2) 「補助金所要額」(F) 欄は、(D) 欄の選定額に(E) 欄の補助率を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。)を記入してください。							
									(注3) 変更前を上段に括弧書きで記入してください。							
(略)									(略)							

高知県特定地域づくり事業協同組合設立支援事業費補助金交付要綱

改正後									現 行							
第3号様式（第8条関係）									第3号様式（第8条関係）							
(略)									(略)							
6 財源内訳表									6 財源内訳表							
(単位 : 円)									(単位 : 円)							
事業実施主体	総事業費	補助対象経費	財源内訳				その他の経費	備考	事業実施主体	総事業費 (A)	補助対象経費 (B)	基準額 (C)	選定額 (D)	補助率 (E)	補助金所要額 (F) ((D) × (E))	備考
			県補助金	一般財源	地方債	その他										
市町村									市町村			／	／	／	／	
特定地域づくり事業協同組合									特定地域づくり事業協同組合							
計									計			3,000,000		1／3		
(略)									(注1) 「選定額」(D) 欄は、(B) 欄又は(C) 欄のいずれか低い方の額を記入してください。 (注2) 「補助金所要額」(F) 欄は、(D) 欄の選定額に(E) 欄の補助率を乗じて得た額（1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。）を記入してください。 (略)							